



02-03 | 所得税・市県民税の申告が始まります
04-07 | 情報ひろば
・[令和3年度市民満足度調査]にご協力ください
・牛久市男女共同参画審議会委員の募集
08 | 3月のカレンダー

民法改正〈成年年齢の引下げ〉

2022年4月1日から 成年年齢が18歳になります!

民法の一部改正により、今年4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。18歳で大人になると何がかわるのか、どんな注意点があるのか、ご紹介します。

18歳(成年)になったらできること

- 親の同意がなくても、自分の意思でさまざまな契約を結べる
携帯電話の契約、ローンを組む、クレジットカードをつくる、一人暮らしの部屋を借りる など
- 10年有効のパスポートが取得できる
- 公認会計士や司法書士、医師免許などの国家資格を取ることができる
- 結婚 → 女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女とも18歳に
- 性同一性障害の人が性別の取り扱い変更審判を受けられる



いつから成年?

生年月日	新成人となる日 (成年年齢)
2002年4月1日以前 生まれ	20歳の誕生日 (20歳)
2002年4月2日～ 2003年4月1日生まれ	2022年4月1日 (19歳)
2003年4月2日～ 2004年4月1日生まれ	2022年4月1日 (18歳)
2004年4月2日以降 生まれ	18歳の誕生日 (18歳)



もっと詳しく
知りたい方へ

成年年齢の引下げについての最新情報
法務省ホームページ「民法の一部を改正
する法律(成年年齢関係)について」▶



契約の際の トラブルに 注意!

成年になると **未成年取消権** による契約の取り消しができなくなります。

「未成年取消権」は、親などの法定代理人の同意を得ずに契約した場合、契約を取り消すことができる民法で定められた権利のことで、未成年者を消費者被害から守っているものです。成年になると、「未成年取消権」は行使できなくなります。

そのため、民法改正後に新成年となる方は悪質業者に狙われやすくなります。

社会経験に乏しく、保護がなくなったばかりの成年を狙った消費者被害の増加が危惧されています。契約する前によく考える、儲け話をうのみにしない、などの注意が必要です。

- 消費者トラブルに巻き込まれたら早めに相談を
牛久市消費生活センター ☎830-8802
【受付】月～金曜日午前9時～正午、午後1時～4時

- 消費者庁ホームページ
「18歳から大人」
特設ページはこちら▶



新型コロナウイルス3回目接種を開始しています

2回目接種を完了した方に、順次接種券を送付しています。
希望される方は同封の案内書の内容をよくお読みになり、接種をしてください。
詳しくは市ホームページをご覧ください。

☎ 健康づくり推進課 ☎ 内線7020、7021 牛久市 新型コロナウイルス Q 検索



引き続きの感染対策を!

全国的に感染が拡大しています。
市民の皆さんにおきましては、
引き続き、感染対策を実施した上
での行動にご協力をお願いします。